

# 第8回教育委員会

平成28年4月26日  
午後1時  
本庁舎屋上会議室

## 議案

議案第83号

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等  
に関する規則の一部を改正する規則案

## 議案第 83 号

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 7 年大阪市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 14 の項及び別表第 5 の 15 の項中「出産の日後 8 週間」を「出産の日後 16 週間」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（抄）

別表第4（第15条関係）

種類	期間
省 略	省 略
14 妻が出産する場合であって、その 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合 にあつては、16週間）前の日から 当該出産の日後 <u>8</u> 週間を経過する日 <b>16</b> までの期間において、当該出産に係 る子又は小学校就学の始期に達する までの子（妻の子を含む。）の養育 のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日以内で必要 と認める日又は時間
省 略	省 略

別表第5（第17条関係）

種類	期間
省 略	省 略
<p>15 妻が出産する場合であって、その 出産予定日の8週間（多胎妊娠の場 合にあつては、16週間）前の日から 当該出産の日後<u>8</u>週間を経過する日  <b>16</b> までの期間において、当該出産に係 る子又は小学校就学の始期に達する までの子（妻の子を含む。）の養育 のため勤務しないことが相当である と認められる場合</p>	<p>当該期間内における5日以内で必要と 認める日又は時間</p>
省 略	省 略

## 大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

### 1 改正の理由

大阪府において、父親となる職員の育児参加休暇の取得率の向上のため、男性の育児休暇取得可能期間を拡大する内容の規則改正が行われることから、大阪府に準じて勤務条件制度を定めている市費負担教員等についても同様の改正を行う。

### 2 改正の内容

取得可能期間を「出産の日後 8 週間」から「出産の日後 16 週間」に拡大する。

### 3 施行期日

平成 28 年 7 月 1 日